入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年３月31日
支出負担行為担当官
中国地方整備局長　森戸　義貴

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名
令和５年度三隅・益田道路大浜第１高架橋ＰＣ上部工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　島根県益田市木部町地内
⑷　工事内容
工事延長　Ｌ＝290m
【大浜第１高架橋】
ＰＣ６径間連結コンポ桁橋　Ｌ＝197.0m（支間長　31.5m＋33.0m×４＋31.5m）
コンクリート橋上部　１式
工場製作工　27.7ｔ
工場製品輸送工　27.7ｔ
ＰＣ橋工　１式
橋梁現場塗装工　１式
橋梁付属物工　１式
コンクリート橋足場等設置工　１式
仮設工　１式
橋梁下部　１式
橋台工（Ａ１橋台）：壁高欄　１式
橋台工（Ａ２橋台）：壁高欄　１式
⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事開始期限日までの間で、受注者は工期の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式36により、工期の始期を通知すること。
余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。
なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
工期：工期の始期から681日間
（但し、令和５年10月20日（工事開始期限日）までを工期の始期とすること）
なお、低入札価格調査等により、上記の工事開始期限日以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事開始期限日から681日間で工事を完了させること。
⑹　使用する主要な資機材　生コンクリート約1.4千㎥、鋼材（棒鋼）約2.7百トン
⑺　工事実施形態
１）本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。
２）本工事は、品質を確保しつつ若手技術者（満40歳以下）が工事実績を積む機会を確保することを目的に、主任（監理）技術者に加え、専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる若手技術者育成型総合評価落札方式の試行工事である。
専任補助者は、主任（監理）技術者を補助するものとする。
なお、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）提出時において若手技術者（満40歳以下）の配置を申請しない場合に限り、本工事の配置予定技術者を専任補助者とすることで、契約後、若手技術者（満40歳以下）を主任（監理）技術者として配置することを可能とする。
３）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
４）予定価格が１億円以上の工事は、低入札価格調査制度調査対象工事について、現場にモニターカメラの設置（施工状況の把握）及び発注者の指定する不可視部分の施工に関するビデオを撮影し、発注者への提出を実施する工事である。
５）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
６）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
７）本工事は、申請書と併せて、歩掛見積の提出を求め、作成・決定した歩掛を競争参加資格有りと通知した企業に対して電子入札システム等で公表する工事である。詳細は入札説明書による。
８）本工事は、見積参考資料として一部の単価を公表する試行工事である。
９）本工事は、技術資料作成に必要と思われる当該工事の関連データを希望者にインターネットで提供、または、電子記録媒体による提供を行う試行工事である。詳細は入札説明書による。
10）本工事は、工事実施にあたって不足する下請け等の技術者や技能者等を通常考える工事実施地域外から広域的に確保せざるを得ない場合に、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の一部の費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
11）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（※）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（受注者希望型）である。
※（Building／Construction Information Modeling, Management）
12）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術活用の促進を図るため、発注者が提示するテーマに即した複数の新技術のうち、施工者が１技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
13）本工事は、公共工事担い手の中長期的な育成・確保の促進を目的とした、週休２日現場閉所の試行対象工事（発注者指定型）である。
14）本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
15）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
16）本工事は、工事工程表及び施工条件明示の確認リストを開示する試行対象工事である。
17）本工事は、工事の品質確保等に関する評価項目に加え、施工の効率化やＩＣＴ活用等による生産性向上に関する技術提案を設定し、生産性向上の取組を評価する試行対象工事である。
18）本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
19）本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事開始期限日までの間で、受注者は工期の始期を任意に設定することができる。
⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑼　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価落札方式）」、契約締結後に「工事設計書」を公表する工事である。工事設計書については、契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。
⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。